

平成31年(ワ)第7175号、第10285号、令和元年(ワ)第20045

号、第34529号、令和2年(ワ)第11317号 損害賠償請求事件

原告 【閲覧制限】

被告 学校法人東京医科大学

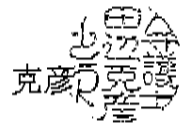
第9準備書面

令和3年10月22日

東京地方裁判所民事第25部甲D係 御中

被告訴訟代理人弁護士

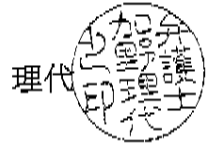
田辺



克彦

同

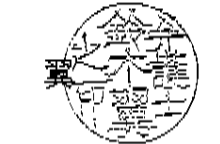
加野



理代

同

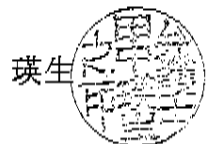
鈴木



翼

同

田中



瑛生

同

桑原



博道

同

蒔田



寛

御庁頭書事件について、令和3年9月8日実施の第2回弁論準備手続期日（以下、「前回期日」という。）を受けて、原告らの請求する交通費・宿泊費について、次のとおり補足する。

1 交通費・宿泊費は相当因果関係のある損害とは評価できないこと

被告第3準備書面第3.3（10～11頁）において述べたとおり、交通費・宿泊費を含む受験に要する費用は、試験の実施と合否の判定を受けるために必要な費用であることや、合格を前提とする請求（不合格慰謝料等）と受験に要する費用の請求は両立しないことから、相当因果関係のある損害とは評価できない。

さらには、遠隔地から上京する受験生について、本学だけでなく他大学を受験するために上京、宿泊等した場合には、その際の交通費・宿泊費の支出は、本学の受験のためのものとは言えないため、相当因果関係のある損害ではない。実際、私立医科大学の受験日程は連続しており、例えば、平成30年度の一次試験でいえば、その前日の2月2日は、日本医科大学や東海大学、帝京大学の試験日であり（乙22）、受験生は複数校受験のために上京しているものと考えられる。東京地裁令和2年3月6日判決（甲35）においても、いわゆる受験シーズンに上京して複数大学を受験した場合には、上京に係る旅費について相当因果関係の存在自体疑問であると指摘している（27頁以下）。

したがって、原告らが請求する交通費・宿泊費は、相当因果関係のある損害と評価することができない。

2 原告らの主張する交通費・宿泊費について

（1）原告らの主張を前提としても誤り等があること

上記1のとおり、交通費・宿泊費は相当因果関係のある損害とは評価できないものであるが、原告らの主張する交通費・宿泊費において、原告らの主

張を前提としても誤り等があるため、念のため、次のとおり指摘する。

(2) 交通費について

ア 往復回数に誤りがある

一般入試において、一次試験のみの受験であれば、自宅と本学との往復は1回であり、二次試験も受験すれば、2回往復することになる。

他方、センター利用試験では、一次試験はセンター試験そのものであるため、二次試験を受験した場合のみ自宅と本学を1回往復することになる。なお、センター利用入試と一般入試を併願し、かつ二次試験を受験した場合には、センター利用入試と一般入試の二次試験は同一であるため、自宅と本学を一般入試の一次試験と二次試験の2回往復することになる。

また、推薦入試は、1日のみの試験日程（一般入試やセンター利用入試とは別日程）であり、自宅と本学を1回往復することになる。

この点に関して、原告らから詳細な主張立証はないものの、訴状別紙等からすれば、少なくとも、次の点に誤りがある。

原告1は、2往復分の交通費を請求するが、原告1が二次試験も受験したか否かについて確認できない（被告第1準備書面第1. 1・2頁参照。なお、受験の事実は被告第4準備書面第1. 2・2頁参照）。

原告5も、原告1と同様に、2往復分の交通費を請求するが、原告5が二次試験も受験したか否かについて確認できない（同上）。

原告8は、平成25年度一般入試・センター利用入試、平成26年度一般入試、平成27年度センター利用入試を受験したとして、その往復回数を合計3回と主張するが、平成25年度及び平成26年度の一般入試は一次試験のみであり、平成25年度及び平成27年度のセンター利用入試は一次試験にて不合格であり、同二次試験を受験していないので（乙17参照）、往復回数は2回である。

原告15は、平成27年度ないし平成29年度の一般入試を受験したとして、その往復回数を合計4回と主張するが、平成27年度一般入試は受験の事実を確認できず（被告第1準備書面第1.1・2頁参照）、往復回数は3回である（なお、平成28年度一般入試は二次試験も受験しているが、平成29年度一般入試は一次試験のみである。乙17参照）。

原告34は、平成25年度一般入試・センター利用入試を受験したとして、その往復回数を2回と主張するが、平成25年度一般入試は受験の事実を確認できず（被告第1準備書面第2.1・5頁）、また同センター利用入試は一次試験にて不合格であり、同二次試験を受験していないので（乙17参照）、往復回数はゼロ回である。

イ 本人以外の来校（付添）は必須ではない

原告らは、原告5、原告33及び原告38において、「付添」として2名分を請求するが、本学の受験において本人以外の来校は必須ではないため、この意味においても付添分の交通費は相当因果関係を欠く。

ウ 原告らの現住所と経路に齟齬がある

前回期日において、原告らにおいて、受験当時の住所を明らかにすることであったので、それを踏まえて必要あれば改めて指摘するが、訴状別紙等からすれば、少なくとも、原告4、原告10及び原告16について、交通費請求の基礎となる経路と訴状別紙記載の現住所との間に齟齬があり、受験当時の住所を確認する必要がある。

エ 交通費の請求根拠が不明である

訴状別紙等からしても、少なくとも次の原告について、その請求する交通費の計算式が不明である。

原告20について、交通費として1年度あたり2万円を請求するが、原告20の交通費に関する提出済の証拠（甲6の18）からしても、請求額

の計算式が不明である。

また、原告33についても、交通費として21万9416円を請求するが、原告33の交通費に関する提出済の証拠（甲43、44及び46）からしても、請求額の計算式が不明である（なお、甲43をみると付添分も含むようであるが、この点については、上記イのとおりである。）。

（3）宿泊費

ア 宿泊の必要性がない

原告32は、その主張を前提としても、自宅から本学まで1時間程度で到着するため（甲6の30）、宿泊する必要性がない。

イ 本人以外の来校（付添）は必須ではない

原告38は、宿泊費についても付添分を含めているが、上記（2）イのとおり、本学の受験において本人以外の来校は必須ではないため、この意味においても付添分の交通費は相当因果関係を欠く。

なお、原告33にかかる甲45記載の金額（28500円）も、付添分を含むものであれば、上記と同様である。

ウ 宿泊費の請求根拠が不明である

原告5、原告16、原告20及び原告32にかかる宿泊費については、関連する証拠が提出されておらず、請求額の根拠が不明である。

また、原告33について、平成30年度二次試験の前日である2月9日の宿泊として甲45が提出されているものの、同一次試験（同月3日実施）にかかる宿泊に関する証拠は提出されていない。

原告38について、ホテルローズガーデン新宿のホームページ（甲47）が提出されているが、平成25年度一般入試において、原告38が同ホテルを利用したことを示す証拠は提出されていない。

エ 請求する宿泊費が高額である

本学の所在する東京都新宿区では5000円前後の宿泊施設もあるところ、本学を受験するために高額な宿泊費を要する宿泊施設を利用する必要はない。この意味においても高額な宿泊費は相当因果関係を欠く。

以上